

富士見市建設工事等最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見市が発注する建設工事並びに建設工事に伴う設計、調査及び測量業務の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、競争入札により設計金額が130万円を超える建設工事及び設計金額が50万円を超える建設工事に伴う設計、調査及び測量業務の請負契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、富士見市建設工事低入札価格調査実施要領（平成20年制定）の規定が適用される契約を除く。

(建設工事における最低制限価格)

第3条 建設工事における最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じた額とする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、前号の規定にかかわらず、予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下の範囲内で市長が定める値を乗じた額とする。

(3) 算出に当たっては、第1号のアからエの額を合計した段階で百円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第1号のただし書きの規定及び第2号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、百円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額

に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、若しくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、百円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(建設工事に伴う設計、調査及び測量業務における最低制限価格)

第4条 建設工事に伴う設計、調査及び測量業務における最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の8.2を乗じた額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じた額とし、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の8を乗じた額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じた額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の8.5を乗じた額と、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。
- (2) 特別なものについては、第1号にかかわらず、予定価格に10分の6から10分の8まで(測量業務にあっては、10分の6から10分の8まで、地質調査業務にあっては、3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で市長が定める値を乗じた額とする。
- (3) 算出に当たっては、第1号の①から④の額を合計した段階で百円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

また、第1号のただし書きの規定及び第2号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、100円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、若しくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、100円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の

例による。

別表（第4条第1項関連）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額